

役員および評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人東北福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東北福祉会（以下「本会」という。）の定款第9条および第25条の規定に基づき、役員および評議員報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員および評議員は、無報酬とする。ただし、当該役員および評議員が施設等の診療業務等の委嘱を受けた嘱託医師等である場合は、当該委嘱業務に対する報酬等は支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 本会は、役員および評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員および評議員が、下記の法人業務を行う場合、「役員の費用弁償および旅費規程」に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- (1) 理事会および評議員会等に出席した場合
- (2) 監事が、監査を実施した場合

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1. この規程は、平成29年 3月 8日から施行する。

社会福祉法人東北福祉会
役員等の費用弁償及び旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東北福祉会（以下「法人」という。）の役員等が法人の業務を遂行するために要した費用を弁償するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)役員等とは、法人の定款により定められた理事並びに監事及び評議員をいう。

(2)この規程において費用弁償とは、法人における役員等が理事会並びに評議員会及び監査に出席した場合における旅費並びに法人業務遂行のため出張した場合の旅費をいう。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が法人定款に定められた会議に出席した場合には、旅費を支給する。

2 役員等が理事長の命により出張した場合には、旅費を支給する。

(費用の計算)

第4条 旅費は、職員旅費規程を準用し、別表に定めるところによる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 7年 6月20日から施行する。

この規程は、平成12年 3月29日から一部改正し施行する。

この規程は、平成18年 8月15日から一部改正し施行する。

この規程は、平成21年 7月12日から一部改正し施行する。

この規程は、平成29年 6月15日から一部改正し施行する。

別表

旅 費			
交通費 1	日 当	宿泊料（1夜につき） 2	
		甲地方	乙地方
鉄道運賃・船賃・航空賃・バス運賃・タクシー運賃・特急運賃・急行料金及び特別車両または特別船室料金・有料道路料金	一律 3,700 円	11,000 円	9,000 円
1 自家用車を使用した仙台市内の移動に伴う交通費は、一律 1,300 円（往復）とする。 2 甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、京都府、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、及び千葉市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。			